

# 土木工事特記仕様書（令和2年8月1日以降適用）

## （土木工事共通仕様書の適用）

- 第1条** 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

## （土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

- 第2条** 「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のとおりとする。

### （共通仕様書の読み替え）【変更】

「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」の「第1編共通編」において、「7日以内」、「5日以内」、「7日まで」とあるのは「土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内」と、「翌月5日」とあるのは「翌月10日」と、それぞれ読み替えるものとする。また、「1-1-1-5 施工計画書」において、「請負対象金額」とあるのは「当初請負対象金額」に、「1-1-1-35 工事中の安全確保」において、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）」とあるのは、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官、令和2年3月25日）」に、「建設事務次官通達、平成5年1月12日」とあるのは「国土交通省告示第496号」に、「2-1-3-1 県内産資材の原則使用」において、「請負代金額」とあるのは「当初請負代金額」と読み替えるものとする。

「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」において、「約款第21条」とあるのは「約款第22条」と、「第21条」とあるのは「第22条」と、「約款第22条第1項」とあるのは「約款第23条第1項」と、「約款第23条」とあるのは「約款第24条」と、「約款第23条第2項」とあるのは「約款第24条第2項」と、「約款第26条」とあるのは「約款第27条」と、「約款第28条」とあるのは「約款第29条」と、「約款第29条」とあるのは「約款第30条」と、「約款第29条第1項」とあるのは「約款第30条第1項」と、「約款第29条第2項」とあるのは「約款第30条第2項」と、「約款第31条」とあるのは「約款第32条」と、「約款第31条第2項」とあるのは「約款第32条第2項」と、「約款第33条」とあるのは「約款第34条」と、「約款第34条」とあるのは「約款第35条」と、「約款第37条」とあるのは「約款第38条」と、「約款第37条第2項」とあるのは「約款第38条第2項」と、「約款第37条第3項」とあるのは「約款第38条第3項」と、「約款第38条第1項」とあるのは「約款第39条第1項」と、「約款第41条第2項」とあるのは「約款第54条」と、「第43条第2項」とあるのは「第44条第3項」とそれぞれ読み替えるものとする。

### （工事实績データの登録）【変更】

#### 1-1-1-6 工事实績データの登録

受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、しゅん工時は工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

## **(トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用)【変更】**

### **1-1-1-35 工事中の安全確保**

#### **7. トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用**

受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置又はブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和 2 年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても使用に努めなければならない。

## **(建設副産物)【変更】【追加】**

### **1-1-1-23 建設副産物**

#### **4. 再生資源利用計画**

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3. 10. 25建設省令第19号）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第 2 条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

#### **5. 再生資源利用促進計画**

受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3. 10. 25建設省令第20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

#### **6. 実施書の提出**

受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

#### **7. COBRISの入力方法**

受注者は、COBRISの入力において、資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

#### **8. 舗装版切断に伴い発生する排水の処理等**

受注者は、舗装版の切断作業を行う場合、切断機械から発生する排水は、排水吸引機能を有する切断機等により回収し、回収した排水については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理しなければならない。

#### **9. 建設リサイクル法通知済証の掲示**

受注者は、一定規模以上の工事においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景の写真は、電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

## **(工場の選定)【変更】**

### **1-3-3-2 工場の選定**

#### **1. 一般事項**

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下、「マル適マーク使用承認工場」という。）等）から選定しなければならない。受注者は、選定した工場がマル適マーク使用承認工場である場合、品質管理監査合格証の写しを使用前に監督員に提出しなければならない。

## **(当初未確定な部分の施工計画書)【追加】**

### **1-1-1-5 施工計画書**

#### **4. 当初未確定な部分の施工計画書**

受注者は、工事着手日（設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降30日以内）までに未確定な部分（施工方法等の詳細が定まっていない場合等）の施工計画書は作成せず、詳細が確定した段階で、当該部分の施工計画書を作成し、監督員に提出することができるものとする。

## **(第三者機関による品質証明)**

**第3条** 受注者は、東洋ゴム化工品株式会社及びニッタ化工品株式会社で製造された製品や材料を用いる場合は、契約時点で第三者機関による品質を証明する書類を提出しなければならない。

## **(1日未満で完了する作業の積算)**

**第4条** 「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1 ～ I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

## **(デジタル工事写真の黒板情報電子化)**

**第5条** 受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

- 2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。

### （現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等）

- 第6条** 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。
- 2 受注者は、設計図書のスランプ値の変更に際して、コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督員へ提出し協議するものとする。なお、品質確認方法については、監督員と協議するものとする。

### （鉄筋コンクリートの適用すべき諸基準）

- 第7条** 徳島県土木工事共通仕様書の「第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第2節 適用すべき諸基準 1.適用規定」に定める基準類に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を加えることとする。

### （熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

- 第8条** 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。
- 2 施工箇所所在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT 25℃以上対象）を用いることとする。
- 5 熱中症のリスクを高めるおそれのある新型コロナウイルス対策（マスクやフェイスガード等）を行った場合は、真夏日の定義を「日最高気温が28度以上」と読み替えて対応するものとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

### （仮設トイレの洋式化）

- 第9条** 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 2 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。

・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

#### **(情報共有システム活用工事)**

**第10条** 受注者は、土木工事において情報共有システム（以下、「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「土木工事における情報共有システム活用試行要領について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC ホームページ

「土木工事における情報共有システム活用試行要領について」

<http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/>

#### **(担い手確保モデル工事)**

**第11条** 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「担い手確保モデル工事（受注者希望型）」であり、別に定める「担い手確保モデル工事実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

2 実施要領に基づき本工事で担い手確保モデル工事として試行を希望する場合は、契約後すみやかに試行の意思を発注者に通知しなければならない。

3 本工事を受注した者は、発注者から指示があった場合は、建設現場の週休2日にかかるアンケート調査に協力しなければならない。

担い手確保モデル工事実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/>

## 仮設トイレ設置報告書

次の工事において、仮設トイレを設置したので報告します。

1 工事名					
2 受注者名					
3 現場代理人	印				
4 提出年月日	令和 年 月 日				
5 設置した仮設トイレ	設置数 (基)	基本料金 (円)	1ヶ月料金 (円)	設置期間 (月)	合計 (円)
<input type="checkbox"/> 和式トイレ	×	(	+	×	) = 0
<input type="checkbox"/> 洋式トイレ	×	(	+	×	) = 0
<input type="checkbox"/> 快適トイレ	×	(	+	×	) = 0
	[規 格] 幅 mm × 奥行 mm × 高さ mm [付加機能]				
■ 設置期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
■ レンタル会社					
<和式トイレの場合>					
■ 洋式化できなかった理由					
6 備考					
<発注者(監督員)が記入>					
7 監督員					

※ 監督員は内容を確認後、メール及びファックスで建設管理課へ報告して下さい。

R 2 阿土 福井ダム 阿南・福井他

警報局他改良工事

機器等仕様書

## 第 1 章 設備の概要

### 1.1 概要

警報局は制御監視局からの呼出制御により、サイレン吹鳴、擬似音吹鳴及び音声放送等の動作を行うとともに動作状況を制御監視局へ返送するものとする。

### 1.2 適用規格

福井ダム管理所に設置するテレメータ放流警報観測設備は、国土交通省が定める「テレメータ装置標準仕様書(国電通仕21号)」及び「放流警報装置標準仕様書(国電通仕27号)」に準拠するものとする。

### 1.3 伝送方式

テレメータ・放流警報の伝送方式は、以下によるものとする。

- ①通信方式半二重通信方式
- ②符号方式N R Z I 等長符号方式
- ③同期方式非同期方式
- ④変調方式周波数変調方式
- ⑤伝送速度200bps
- ⑥中心周波数1200Hz

### 1.4 設備の構成

更新する設備の箇所は、以下のとおりとし、回線構成を「別図-1 テレメータ・放流警報回線構成図」に、システム構成を「別図-2 テレメータ放流警報設備全体構成図」に、各局の装置構成を「別図-3 各局機器構成図」に示す。

- ① 馬路警報局 徳島県阿南市福井町馬路
- ② 明神山中継局 徳島県阿南市椿町旭野

### 1.5 適用規格等

本業務は、この仕様書によるほか、設計図書及び次に示す仕様書並びに規格基準に基づいて行うものとする。

- (1) 日本工業規格(JIS)
- (2) 日本電機工業会標準規格(JEM)
- (3) 電子情報技術産業協会規格(JEITA)
- (4) 電気規格調査会標準規格(JEC)
- (5) 電気設備技術基準
- (6) 内線規定
- (7) 国土交通省テレメータ装置標準仕様書(国電通仕第21号)
- (8) 国土交通省400MHz 帯無線装置(テレメータ・テレコントロール)標準仕様書(国電通仕第23号)
- (9) 国土交通省直流電源装置(テレメータ用)標準仕様書(国電通仕第26号)



- (10) 国土交通省放流警報装置標準仕様書(国電通仕第27号)
- (11) 電気通信設備工事共通仕様書(国土交通省建設経済局電気通信室)
- (12) 電気通信設備据付標準図集(国土交通省建設経済局電気通信室)
- (13) 徳島県土木工事共通仕様書
- (14) 電波法及び関係法令
- (15) 河川法及び関係法令
- (16) 消防法及び関係法令
- (17) その他関係法令基準

## 第 2 章 機能仕様

### 2.1 テレメータ監視機能

有線または無線回線を使用して、手動又はあらかじめ設定された時刻プログラムに基づく観測局の呼出を行い、観測局から返送されるダム又は河川の水位、雨量データの表示並びにプリンタによる印字記録を行うものとする。

#### (1) 呼出方式

##### 1) 自動呼出

自動呼出は、時計部により自動的に起動し、一括呼出方式で全観測局を呼出すものとする。また、自動呼出起動間隔の設定は次の 3 種類とする。

- ① 10 分
- ② 30 分
- ③ 1 時間

なお、自動呼出は他の呼出しに優先する。

##### 2) 手動呼出

手動呼出は、全観測局又は任意に選択した観測局を、全局の場合は一括呼出方式、任意選択の場合は個別呼出方式で呼出すものとする。

##### 3) 再呼出

観測局からの観測符号に誤符号を検出した場合、又は応答のない場合の再呼出は 1 回とし、再び誤符号を検出した場合、又は応答のない場合は、可聴可視の警報を発生し次の動作に移るものとする。

なお、一括呼出方式における再呼出は、一括呼出方式動作終了後に当該局のみを個別に呼出すものとする。

#### (2) 応答方式

監視局から呼出された観測局は、観測値をデジタル信号に変換した後、観測符号を監視局に向けて送出する。送出タイミングは、個別呼出方式では直ちに、一括呼出方式では自局返送時間まで待つものとする。

#### (3) 表示

監視局において観測局からの観測データ及び状態信号（監視情報）の受信結果を LED 等により表示を行うものとする。

#### (4) 通話

監視局と観測局間の通話ができるものとする。なお、自動呼出はこの通話に優先するものとし監視局装置は自動呼出開始 5 分前に通話機能をロックするものとする。

#### (5) 外部出力

制御監視装置は、観測終了後データにダム管理用制御処理設備向けに外部出力を行う。

ダム管理用制御処理設備向けの出力については、国電通仕 21 号仕様のシリアル伝送で行うものとする。

#### (6) 観測間隔入力

外部より観測間隔が入力できるものとする。入力条件は観測間隔ごとの接点入力とし、現在の観測間隔についても出力する機能を有する。

## 2.2 放流警報制御監視機能

制御監視局は、警報局を呼出制御することにより、サイレン吹鳴・擬似音放送及び音声放送等の動作を行う。また、呼出制御を受けた警報局から返送される返送信号により、警報局動作状況の印字及び表示を行うものとする。

### (1) 制御方式

制御方式は次のとおりとする。

#### 1) 個別制御

警報局のうちの任意の 1 局を手動選択し、制御を行うものとする。

#### 2) 全局順次

警報局を順番に全局同じ制御を行うものとする。

#### 3) タイマー順次

全警報局を局間タイマーの設定時間に従い、あらかじめ定められた順序に従って御を行うものとする。

#### 4) 全局一斉

警報局を全局一斉に同じ制御を行うものとする。

### (2) 点検制御方式

点検制御方式は次のとおりとする。

#### 1) 自動点検制御

制御監視装置に内蔵する時計により自動起動し、順次に各警報局を呼出し、警報局の機能点検を行うものとします。なお、自動点検時刻は、別途指示による。

#### 2) 手動点検制御

制御監視局での操作により、警報局の機能点検を行うものとする。

### (3) 制御項目

制御監視局から各警報局に対する警報及び点検制御項目は次のとおりとする。

#### 1) サイレン

あらかじめ定められている吹鳴形式に従ってサイレン吹鳴を行うものとする。

なお、サイレン設備に異常が生じた場合は自動的に擬似音吹欠鳴に切り換わるものとする。

#### 2) 擬似音

あらかじめ定められているロ1 欠鳴形式に従って擬似音吹鳴を行うものとする。  
なお、吹鳴形式はサイレン吹鳴と同様とする。  
吹鳴周波数は2 波混合(523. 5Hz+526. 5Hz)とする。

### 3) マイク放送

制御監視局より操作員による直接音声放送ができるものとする。  
なお、放送開始時のチャイム音は警報装置より自動的に放送するものとする。

### 4) 親局音声発生

制御監視局の操作により警報局に対し、音声合成放送装置にあらかじめ記憶されている警報メッセージを再生放送するものとする。

### 5) 組合せ制御

親局音声発生放送後、サイレン1 吹鳴制御を自動的に行うものとする。  
親局音声発生 1+サイレン 1+回転灯起動

### 6) 放送停止

マイク放送終了後、音声増幅器の停止制御を行うものとする。

### 7) 回転灯停止

回転灯の停止制御を行うものとする。

### 8) 監視

制御監視局の操作により警報局に対し、現状の状態及び吹鳴回数の監視を行うものとする。

## (4) 動作確認

警報局は制御監視局からの信号を受信し、制御確認信号と動作確認信号を次のとおり応答するものとする。

### 1) 制御確認信号

制御監視局から警報動作開始の制御信号を受信した時に警報局動作項目情報を応答するものとする。

### 2) 動作確認信号

警報動作終了時に制御監視局からの監視信号を受信し、制御結果及び局情報を応答するものとする。

## (5) 表示

監視局において観測局からの観測データ及び状態信号(監視情報)の受信結果を LED 等により表示を行うものとする。

## (6) 通話

制御監視局と警報局間の通話が可能とする。なお、警報局の制御はこの通話に優先する。

## (7) 送受信機の使用方式

- ① 送信機は、1 号機・2 号機切換方式とする。
- ② 受信機は、1 号機・2 号機並列動作方式とする。

(8) 送信機の故障検出及び切換方式

- ① 送信機の出力が 1/2 以下に低下した場合、故障表示をするとともに他方の送信機に自動的に切り換わるものとし、この時の状態信号を外部へ出力するものとする。ただし、他方の送信機がすでに故障となっていた場合には切換えは行なわないものとする。
- ② 機側において試験鉤等により 1 号機、2 号機相互に強制切換えができるものとする。

(9) 受信機の故障検出の方法

受信機の故障検出は、2 台の受信機のスケルチ開信号の有無を比較検出することによって行うものとする。

なお、故障の表示の復帰は、以後正常と判定された場合に自動的に行うものとする。

## 2.3 中継機能

本機能は、福井ダムから阿南庁舎向け伝送回線の  $\mu$ -V 中継を行う。

(1) 中継方式

中継方式は、多重無線回線と単信無線回線の  $\mu$ -V 中継とする。

(2) 送受信機の使用方式

- ① 送信機は実装しない。
- ② 受信機は、1 号機・2 号機並列動作方式とする。

(3) 受信機の故障検出の方法

受信機の故障検出は、2 台の受信機のスケルチ開信号の有無を比較検出することによって行うものとする。

なお、故障の表示の復帰は、以後正常と判定された場合に自動的に行うものとする。

## 第3章 機器仕様

### 3.1 警報局

#### (1) 警報装置

国電通仕第27号方式に準拠した装置とし、次の仕様を満足するものとする。

##### 1) 基本機能

###### ① 基本制御部

制御監視局からの動作指令あるいは試験部からの手動動作指令に基づき、各部を統括制御するもので動作管理、タイマー管理等を行うものとする。

###### ② 変復調部

伝送制御部および制御監視局からの信号を変復調する回路から構成する。

###### ③ 伝送制御部

制御監視局に対する伝送手順を管理するとともに、符号の送受信を行うものとする。

###### ④ 集音返送部

可聴音を返送する機能を有するものとする。

###### ⑤ 集音レベル判定部

警報局において集音マイクにより集音された信号のレベルを判定する機能を有する。

###### ⑥ 警報制御部

警報制御部は、サイレン・擬似音および放送制御の機能を有するものとする。

###### ⑦ チャイム音出力部

チャイムは電子回路にて作成するものとし、4打音（ド・ミ・ソ・ド及びド・ソ・ミ・ド）とする。

###### ⑧ インピーダンス判定部

インピーダンス判定部は、点検制御時にスピーカのインピーダンスを測定する機能を有するものとする。

###### ⑨ 試験部

保守時等の動作試験に使用するものとする。

###### ⑩ 電源部

警報装置各内部へ必要な電源を供給する。

###### ⑪ 監視情報入力部

警報装置各部の状態や局内の諸情報を入力するものとする。

- a) 点検異常
- b) AC100V 停電
- c) AC200V 停電
- d) 充電器異常
- e) 音声増幅器1異常
- f) スピーカ1異常
- g) サイレン異常
- h) 音声増幅器1 ON

⑫ 音声増幅器

- ① 定格出力 100W(連続)
- ② 周波数特性 300Hz ~ 3kHz 偏差± 3dB 以内  
(1kHz 基準定格出力 10 %出力時)
- ③ 信号対雑音 40dB 以上 (定格出力時)

2) 付加機能

① 拡張警報制御部

拡張警報制御部は、回転灯 ON,OFF 制御、強制停止制御の機能を有するものとする。

- a) 回転灯 ON
- b) 回転灯 OFF
- c) 強制停止

② 拡張監視情報入力部

- a) 回転灯 ON

③ 外部出力部 1

回転灯向けの制御信号を出力する。

(2) 無線装置

本装置の仕様・規格は、「国土交通省 400MHz 帯無線装置 (テレメータ・テレコントロール用) 標準仕様書」(国電通仕第 23 号) に準拠するものとする。(平成 23 年 7 月改訂版)

- ① 送信出力 0.1W
- ② 送受信周波数 453.00MHz
- ③ スプリアス発射強度 新スプリアス規格に準拠すること
- ④ 構造 警報装置に実装

(3) 空中線

- ① 形式 5 素子八木
- ② 周波数 400MHz 帯
- ③ インピーダンス 50 Ω
- ④ その他 取付金具含む

(4) 同軸避雷器

- ① 構造 壁掛タイプ
- ② 周波数帯 400MHz 帯
- ③ インピーダンス 50 Ω
- ④ 挿入損失 0.5dB 以下

(5) 集音マイク

- ① 型式 ホーン型 (全天候型, 防鳥網付)
- ② 公称インピーダンス 600 Ω
- ③ その他 取付金具含む

(6) サイレン制御盤

インバータサイレンを制御する機能を有するものとし、以下の仕様を満足するものとする。

① 機能

- ・サイレン及び回転灯の起動／停止機能
- ・サイレン及び回転灯の故障検出機能
- ・停電検出機能
- ・電源周波数変換機能（60HzAC を駆動周波数である 100Hz への変換）

② 入力電源 AC100V 1 φ 60Hz

③ サイレン駆動出力 AC200V 3 φ 100Hz（動作時，点検時は除く）

(7) サイレン

インバータ駆動方式モータサイレンとし、以下の仕様を満足するものとする。

① 方式 インバータ駆動モータサイレン

② 容量 0.75kW

③ 入力電源 AC200V 3 相 100Hz（サイレン吹鳴時）

④ 指向性 有り

(8) スピーカ

① 形式 レフレックスホーン型（全天候型，防鳥網付）

② 定格出力 50W 以上

③ インピーダンス 200 Ω

④ 構造全天候型，防鳥網付

⑤ 付属品 取付金具 1 式

(9) スピーカ接続筐

① 構造 屋外防水型

② 機能 ライン 1 入力，スピーカ 2 分岐

③ 付属品 取付金具 1 式

(10) 回転灯

① 種別 赤色回転灯

② 容量 30W 以上

③ 電源 AC100V 単相 60Hz

④ 付属品 取付金具 1 式

(11) 直流電源装置

① 構造 屋内据置型

② 型式 KR-12-B100

③ 入力電源 AC100V 単相 60Hz

④ 出力電圧 DC12V



- ④ 整流器容量 DC12V 10A
- ⑥ 出力電流 DC12V 30A
- ⑦ 使用蓄電池 MSE 型鉛蓄電池（長寿命型）

(12) 耐雷トランス

- ① 構造 屋内据置型
- ② 容量 1KVA
- ③ 入力電源 AC100V 単相
- ④ 出力電圧 AC100V 単相
- ⑤ 方式 絶縁トランス方式

(13) 局舎

- ① 構造 ALC 局舎
- ② 床 フローリングとし、加重荷重のかかる場所は補強する。
- ③ 局舎の鍵 共通キーとする。
- ④ 外形寸法 W2600 × D1800mm 程度
- ⑤ 付帯設備 照明，換気扇，コンセント

3.2 中継局

本装置は明神山中継所に設置し、福井ダムから阿南庁舎向け伝送回線の中継用とする。

(1) 中継装置

- ① 構成  $\mu - V$  中継方式
- ② 構造 屋内防湿据置型
- ③ 電源 DC12V
- ④ 外部入出力部

受信機等の状態を監視するため、阿南庁舎向け既設遠隔監視制御装置に無線機状態信号の出力を行う。

⑤ 多重接続部

多重無線装置との接続機能を有し、次の入出力条件を満足するものとする。

- 1) 入出力レベル 0 ~ -30dBm の範囲に設定可能
- 2) 入出力インピーダンス 600  $\Omega$   $\pm$  20 % 平衡

(2) 無線装置

- ① 構造 中継装置に実装
- ② 受信周波数 453.00MHz
- ③ 構成 受信機のみ実装

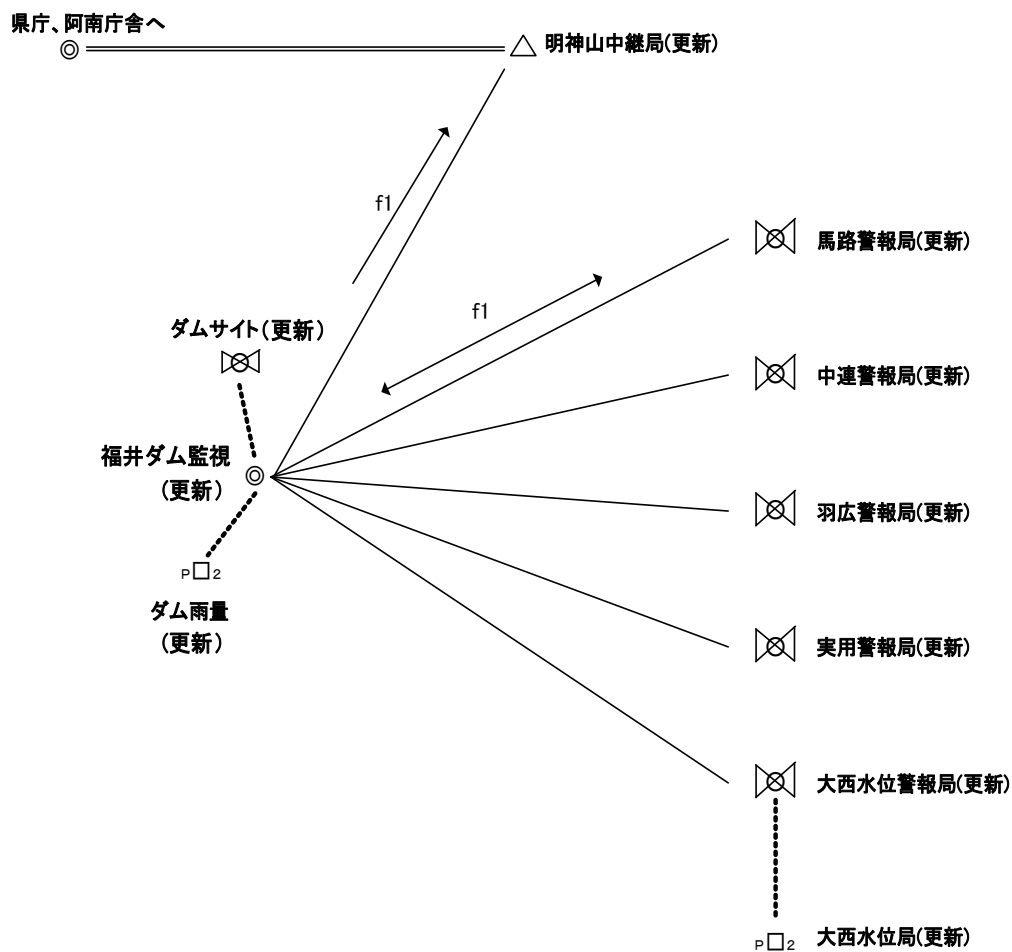
(3) 空中線

- ① 形式 8 素子八木スクリーン付き
- ② 周波数 400MHz 帯

- ③ インピーダンス 50 Ω
- ④ その他 取付金具含む

(4) 同軸避雷器

- ① 構造 壁掛タイプ
- ② 周波数帯 400MHz 帯
- ③ インピーダンス 50 Ω
- ④ 挿入損失 0.5dB 以下

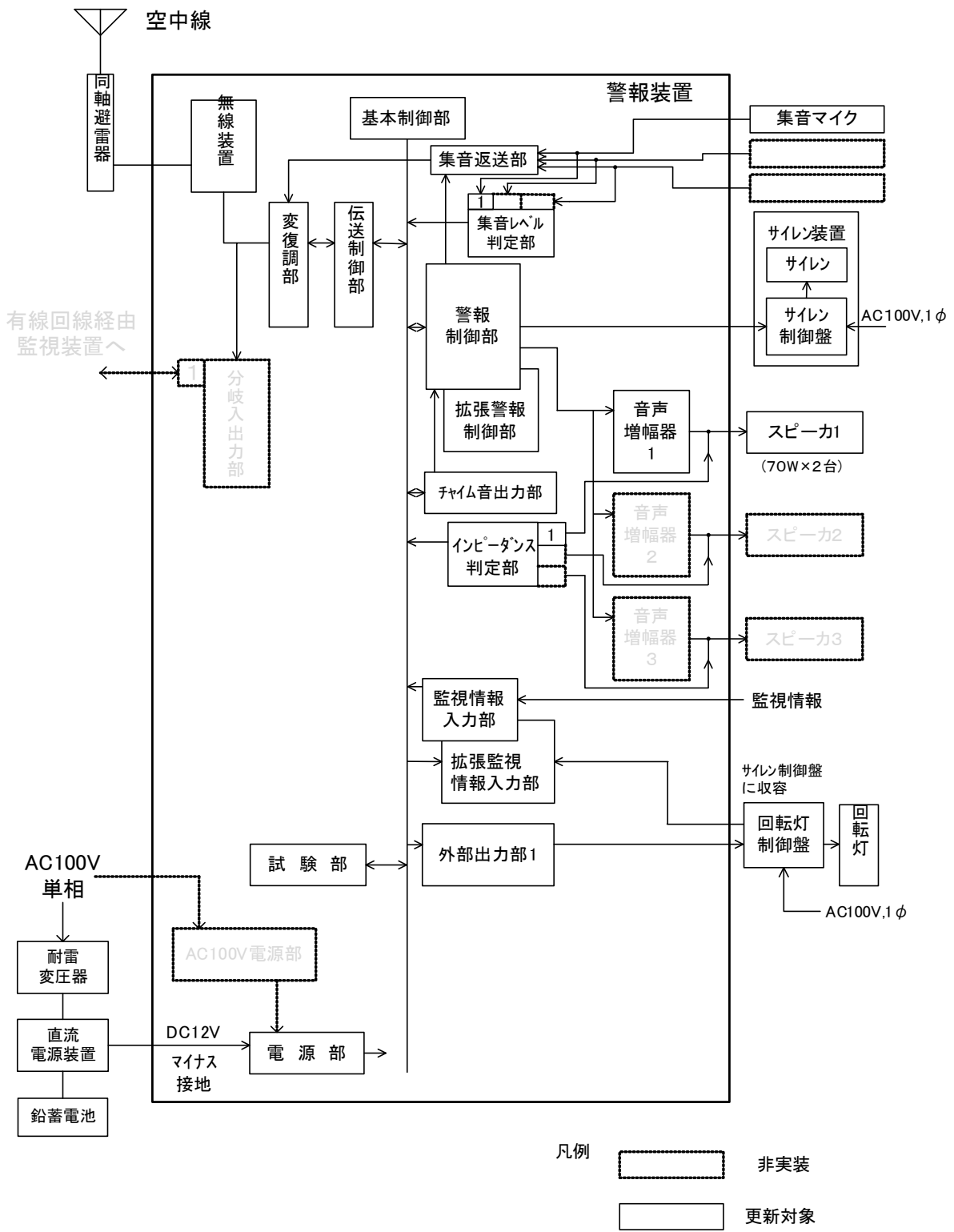


【凡例】

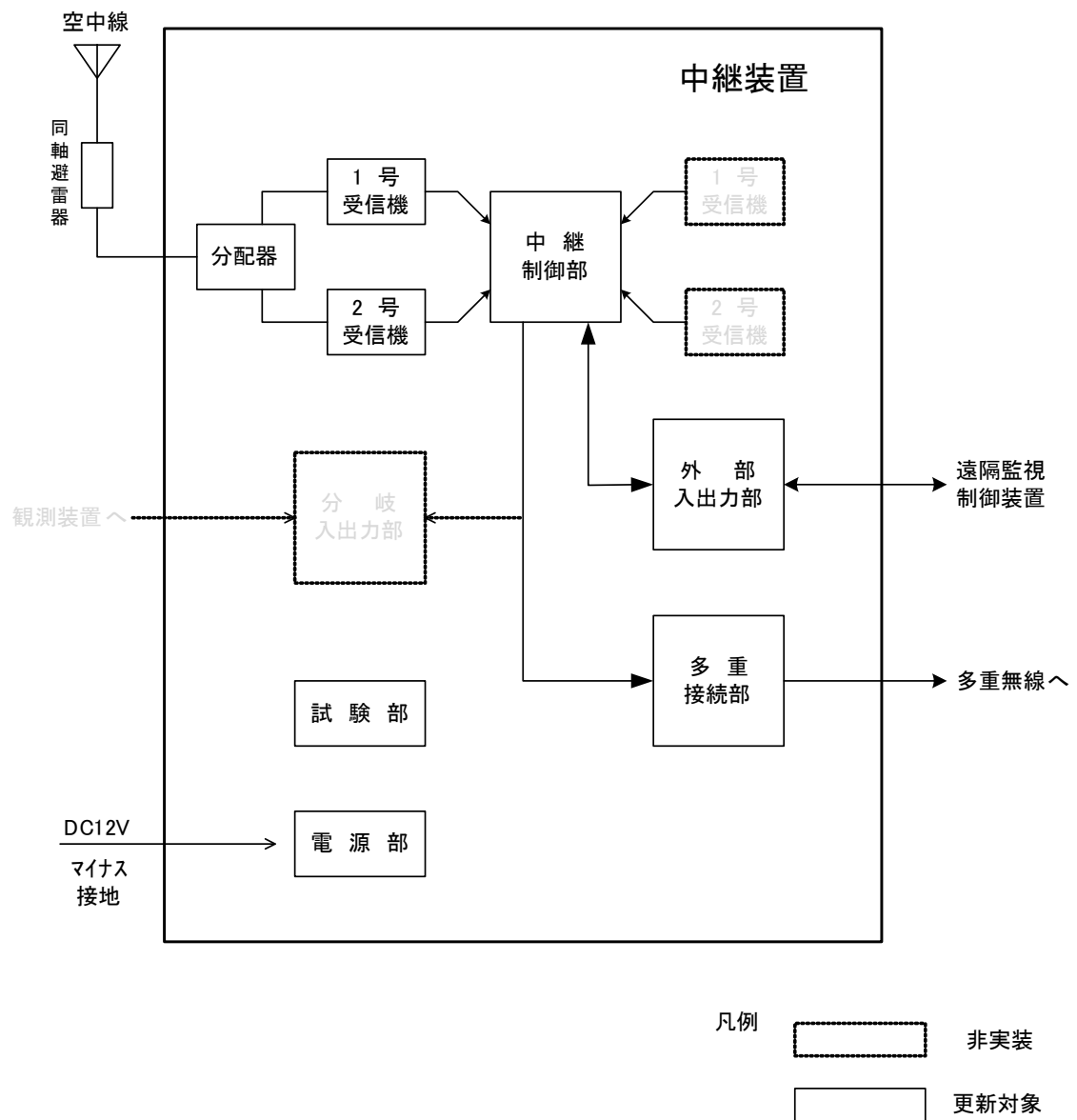
- ◎ 監視局
- △ 中継局
- <sub>2</sub> 観測局(21号)
- ⊠ 警報局(サイレン・スピーカ)(27号)
- ⊡ 警報局(スピーカ)(27号)
- 無線回線(f1=453.00MHz)
- - - - 無線LAN回線
- ==== 多重無線回線

別図-1 テレメータ・放流警報回線構成図





別図-3 機器構成図(馬路警報局)



別図-3 機器構成図(明神山中継局)